

指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第1 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(平成27年3月30日土総第2550号。以下「要領」という。)に規定する指名停止(期間の変更を含む。以下「指名停止」という。)
- 二 要領第14条の規定による警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。)

(期間の計算)

第2 期間の計算については、民法(明治29年法律第89号)の期間に関する規定に従う。

- 2 期間の末日が、沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(指名停止の理由の明示及び苦情申立についての教示)

第3 所管部長は、要領第11条第1項の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。

- 2 所管部長は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等につき苦情申立をすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第4 指名停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面(様式第1号)(以下「申立て書面」という。)により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立て書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申立て者の商号又は名称並びに住所
- 二 申立てに係る措置
- 三 申立ての趣旨及び理由
- 四 申立ての年月日

- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- 一 指名停止 当該指名停止の期間内
- 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第5 所管部長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に書面(様式第2号)により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができる。

(苦情申立ての却下)

第6 所管部長は、第4第3項の申立て期間の超過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面(様式第3号)によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第7 所管部長は、第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下をする場

合には、第5第1項又は第6の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第8 所管部長は、第5第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第9 第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下に不服がある者は、書面(様式第4号)により、部長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

一 指名停止 当該指名停止の期間内(第5第1項の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内)

二 警告等 第5第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内
(沖縄県公共工事入札適正化委員会に対する審議依頼)

第10 所管部長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに沖縄県公共工事入札適正化委員会(以下「適正化委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第11 所管部長は、再苦情申立てを行った者に対し、適正化委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、書面(様式第5号)により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 再苦情申立てが認められなかつた場合にあっては、その旨及び理由
二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い部長が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第12 所管部長は、第9第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面(様式第3号)によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第13 所管部長は、第11第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。

様式第1号

苦情申立書

年 月 日

(所管部長名) 様

(苦情申者の住所・氏名)

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

提出者
署名欄

所 属
氏 名

苦情申立の対象となる指名停止等通知番号	
申立ての内容	
不服の主張の根拠となる事項	

この苦情申立書は、指定停止等通知書の写を添付し、所管部担当課まで持参してください。
なお、この申立書は、苦情申立に係る回答書(様式第2号)とともに閲覧に供します。

苦情申立に係る回答書

年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

(所管部長名) 印

年 月 日付けで申立があつた不服事項等については、次のとおり回答します。

指名停止等通知番号	
申立事項への説明	

再苦情申立てについて

この回答書による説明に不服がある方は、指名停止期間内又は回答書を受け取った日の翌日から起算して2週間（休日を除く。）以内に、再苦情申立書（別紙様式）により再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てがあった場合は、適正化委員会に審議を依頼し、再苦情の申立てがあつた日から概ね50日以内に適正化委員会から審議結果の報告が出されます。

この審議結果を踏まえた上で、適正化委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、再苦情申立者に対し、書面により回答します。

申立てが認められなかつたときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してそのことを、申立てが認められたときは適正化委員会の意見を尊重し、申立てが認められたこと及びこれに伴い発注部の長等が講じようする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにします。

また、回答を行つたときには、再苦情申立者の提出した再苦情申立てに関する書面及び再苦情申立者に対して回答を行つた書面を閲覧による方法等により、回答を行つた日の属する年度とその翌年度において公表します。

再苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受け取つた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内にその申立てを却下します。

【再苦情申立書の提出期間】

令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの休日を除く毎日
午前8時30分から午後5時まで

【再苦情申立書の提出場所】

沖縄県〇〇〇〇部〇〇〇〇課〇〇〇〇班

電話：098-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第3号

苦情（再苦情）申立却下通知書

年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

(所管部長名) 印

年 月 日付けで申立があつた不服事項等については、次のとおり、指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の第6・第12に基づき却下しますので通知します。

指名停止等通知番号	
却下の理由	

様式第4号

再苦情申立書

年 月 日

(所管部長名) 様

(再苦情申立者の住所・氏名)

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

提出者
署名欄

所 属
氏 名

)

再苦情申立の対象となる指名停止等通知番号	
申立ての内容	
苦情申立に係る回答書に対する意見	

なお、この申立書は、再苦情申立に係る回答書（様式第5号）とともに閲覧に供します。

様式第5号

再苦情申立に係る回答書

年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

(所管部長名) 印

年 月 日付けで申立があつた不服事項等については、次のとおり回答します。

指名停止等通知番号	
再苦情申立事項への説明	